

かわさき教育プラン策定推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく川崎市の教育振興基本計画として位置づける「かわさき教育プラン」の企画及び立案を行うとともに、教育に関する施策の推進を図ることを目的として、かわさき教育プラン策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) かわさき教育プランに係る企画及び立案に関すること。
- (2) かわさき教育プランに基づく施策の調整に関すること。
- (3) かわさき教育プランに基づく施策の評価に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育次長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務部長、教育政策室長、教育政策室担当部長、教育環境整備推進室長、職員部長、職員部担当部長、学校教育部長、学校教育部担当部長、健康給食推進室長、生涯学習部長、総合教育センター所長、庶務課長及び教育政策室担当課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部員は、会議に出席することができないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(アドバイザー)

第6条 本部長は、必要と認める場合は、学識経験者等に助言を求めることができる。

(検討部会)

第7条 推進本部は、会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整をするため、

かわさき教育プラン策定推進本部検討部会（以下「検討部会」という。）を置くことができる。

- 2 検討部会の部会長は、本部長が指名する。
- 3 部会長は、検討部会の会務を総理する。
- 4 検討部会の構成員は、関係部署の課長級の職員（以下「構成員」という。）の中から部会長が指名する。
- 5 検討部会の副部会長は、構成員の中から部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 検討部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合は、会議の概要等を記載した書面により、構成員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって、検討部会の決定に代えることができる。この場合において、部会長は、その結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

（庶務）

第8条 推進本部及び検討部会の庶務は、教育政策室において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育政策室長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月26日付け決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。